

規制改革・民間開放推進会議

農業・土地住宅WG 御中

平成18年1月26日  
法務省民事局参事官室

貴室より本年1月13日付けで照会のあった、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託についての質問事項」と題する書面に関し、法制審議会信託法部会（以下「部会」という。）における検討結果の概要について、下記のとおり回答申し上げます。

記

1 部会第28回会議（平成18年1月12日開催）において、事務局より、別紙1に基づき、部会第27回会議（平成17年12月16日開催）の結果や規制改革会議をはじめとする外部の有識者の意見等を踏まえて、従来の方針を転換し、信託設定時から「一定の期間」以内に現存する受益者については当該信託が有効に存続する旨の明文の規律を設けることとする旨の提案をした。

これに対し、部会の委員・幹事からは、このような明文の規律を設けることについて異論は示されなかつたが、「一定の期間」については、①信託設定時に現存する者に限るべきであるとの意見、②委託者の死亡時までに現存する者に限るべきであるとの意見、③信託設定時からせいぜい20年以内に現存する者まで含めるくらいではないかとの意見、④信託設定時から30年以内に現存する者まで含めるくらいならばあり得るのではないかとの意見等が示された。

2 部会第29回会議（平成18年1月17日開催）においては、貴室から送付された「後継ぎ遺贈型受益者連続信託についての質問事項」と題する書面を部会の委員・幹事の席上に配布して説明した上で、事務局より、部会第28回会議の結果や、規制改革会議の意見等も考慮して、別紙2に基づき、上記1の「一定の期間」について、「20年」とする案と「50年」とする案との両案を提示して、意見を求めた。

これに対し、部会の委員・幹事からは、おおむね別紙3のとおりの意見が示された。

3 部会第30回会議（平成18年1月20日開催）において、事務局より、部会第28回会議及び第29回会議の結果等を踏まえ、「信託法改正要綱案」の記述を次のとおりとすることを提案した。

「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた時から30年を経過した時に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有するものとする。」

さらに、事務局より、上記記述に関し、会議の席上で口頭にて、①後継ぎ遺贈型の受益者連続信託のニーズにかんがみ、これを許容する明文の規律を設け、「一定の期間」については、様々な意見が示されたところであるが、部会における意見の大勢を踏まえて、部会長とも相談の上で、30年と決めさせていただいたこと、②今後の運用やニーズの態様によっては、「一定の期間」について将来的に見直すこともあり得るが、とりあえず30年というところを出発点としたいことを説明し、部会の了承を得た。

以上

## 第62 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について

次の各号のいずれにも該当する信託がされた場合には、当該信託がされた時から一定の期間以内の時に現に存する当該各号の受益者が当該各号の定めにより取得する受益権が消滅するまでの間に限り、当該信託は、存続するものとする。

- ① 受益者が委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのあること。
- ② 前号の受益者の死亡の時に前号の受益権が消滅し、他の受益者が新たに受益権を取得する旨の定めのあること。

### 1 これまでの議論等

前回会議においては、次のような趣旨の提案を行った。

- ・ 遺留分制度の潜脱は認められず、かつ、一定の期間に係る制限を設けるとの前提であれば、パブリック・コメントで寄せられた意見及びこれまでの信託法部会において出された意見のほとんどは、いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託を有効と認めるものがほとんどであった。
- ・ いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託については、信託行為において一定の期間に係る制限を設けるとともに、遺留分減殺の対象として、一般には有効に成立するものであるという解釈を明確にしつつ、改正信託法において特段の規定を設けることとはせず、今後の個々のケースにおける具体的な判断に委ねることとした。

これに対して、前回会議において、何らかの規定化を検討できないかとの意見があったことから、再度、検討した結果、上記のとおり再提案をするものである。

### 2 規定案の説明

#### (1) 期間の制限について

前回会議において、こうした後継遺贈型の信託について、期間に係る規定を設けることにより、当該期間を超えないものについては有効である旨を明確化すべきではないかとの指摘があった。

こうした指摘は、受益権が受益者に帰属するのにあまりに長い期間を要する信託は、物資の融通を害し国民経済上の利益に反するから、当該信託は無効になるとする見解や、ある世代の人間がその後の財産の利用のあり方を決め、次の世代の人間はそうした利用のあり方に拘束されるのは、財産権の秩序を害するから無効であるとする見解があるところ、後継遺贈型

の信託は、受益者が存在しない期間や信託契約の期間自体の長期化の可能性が定型的に予想されるため、こうした見解によって無効とされてしまうのではないかとの懸念に基づくものであると考えられる。

上記の提案においては、こうした懸念を払拭するため、いわゆる後継遺贈型の信託について、一定の期間制限に関する規定を設けた上で、こうした期間制限に適合する範囲において、信託の設定は有効であるものとしている。すなわち、当該信託がされた時から一定の期間以内に現に存することとなる当該各号に規定する受益者が取得した受益権が消滅するまでの間に限り、当該信託は存続することとし、信託が設定された時から一定の期間以内に受益者が存在しないこととなったときは、当該信託は終了することとするものである。より具体的には、信託の設定から一定の期間以内に第1次受益者が出現したが第2次受益者は出現しなかった場合には、第1次受益者が死亡するまでの間、信託は存続することとなる。更に、第2次受益者までに限るというものではなく、信託が設定された時から一定の期間以内に受益者が存在する限りにおいて、第3次以降の受益者も認められることを前提としている。

このように手当てたのは、信託が設定された時から相当の期間内に現に存することとなる受益者を対象とする信託であれば、受益者が存在しない期間が長くなるという恐れもなく、また、委託者と同時代の者との間において財産の利用がなされていると評価することができると考えられるからである。

この場合において、一定の期間としては、いかなるものが考えられるか。

例えば、所有権の取得時効の期間（民法第162条第1項）、債権又は所有権以外の財産権の消滅時効の期間（民法第167条第2項）及び賃貸借の存続期間（民法第604条第1項）やいわゆる目的信託の存続期間を参考に、20年とするのはどうか。

## （2）遺留分制度との関係について

前回提案でも記載したとおり、後継遺贈型の信託が設定された場合においても、遺留分制度の潜脱が認められないのは当然である。

この点につき、後継遺贈型の信託がされた場合において、委託者が死亡した時は、第1次受益者はもとより、未だ受益権が帰属していない第2次受益者も、委託者の死亡時において始期付きの存続期間の不確定な権利を取得したものとして必要な算定がなされるものと考えられる。

(別紙2)

第62 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について

受益者の死亡の時に当該受益者の有する受益権が消滅して他の受益者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託がされた場合には、当該信託がされた時から一定の期間以内の時に現に存する受益者が当該定めにより取得する受益権が消滅するまでの間に限り、当該信託は、存続する。

【甲案】

一定の期間を20年とする。

【乙案】

一定の期間を50年とする。

1 前回の提案においては、対象となる信託の要件の一つとして「受益者が委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのあること」をあげていたが、必ずしも委託者の死亡時に限る必要はないことから当該要件は加えないこととしている。

2 本提案における信託については、設定時より一定の期間内に存する受益者が取得する受益権が消滅するまでの間に限り存続することとし、「一定の期間」については、具体的にどのように定めるかを検討することとしていた。

今回は、この「一定の期間」について、20年と50年の両案を併記しており、これらに係る考え方は以下のとおりである。

① 本信託においてどのような者を受益者とするかについては、まず、「信託設定時において現存する者（胎児を含む。）」とすることが考えられる。委託者が存在を具体的に認識し得る範囲において受益者を設定するというのは、本信託の趣旨に適っており、逆に、信託設定時において、生まれてくるか分からない、生まれてきたとしてもどのような者であるか分からない者を受益者とするのは、委託者の意思の支配という観点からも、必ずしも合理的な理由はないようと思われる。

② しかしながら、「信託設定時において現存する者（胎児を含む。）」でない場合は一律無効とするというルールは、本信託の有効な活用、幅広い利用を望むという観点からは、硬直的に過ぎるのではないかと考えられる。これまでの信託法部会での議論や、パブコメで寄せられた意見、学説等によれば、委託者の孫の世代までを本信託の対象とすることを提案、支持するものが多くみられるところであり、上記ルールでは必ずしもこうした考え方には合致しないからである。

③ 死亡した人間が後々の財産のあり方を拘束するというのは好ましくないという考え方がある一方で、財産を持っている者が自分の財産の自由な承継の仕方、利用の仕方というのをある程度自由に決めることができて良いのではないかという考え方があり、結局は、これらのバランスをいかに取るかという問題である。

以上のようなことを踏まえて、甲案・乙案のいずれが妥当と考えられるか。

(別紙3)

平成18年1月17日 法制審議会 信託法部会

「いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について」に係る発言要旨（発言順）

（弁護士）

- 周りの弁護士にも意見を聞いてみたが、20年ということで概ね妥当ではないかということで、特に20年では短いという意見はなかった。

（学者）

- 仮に50年とすると、信託期間は120年、130年ということになるが、これは、永久かどうかの基準、例えば99年というような基準に照らしてもやはり長いのではないか。
- 亡くなった人が、後世の人の生き方に長期間影響を及ぼすというのは、どうも適当ではないのではないかという気がしている。

（学者）

- 事業の承継などに使われるという需要を汲み取ることは重要であるが、あまり先の先まで長い期間を設定することは適当ではないだろう。

（学者）

- 本ルールが適用されないような後継ぎ遺贈「類似」型の受益者連続が行われるのではないかと推測するが、そうであれば、本ルールについても、比較的容易に色々なものが出来るように措置しておくのが望ましいのではないかと思う。

（学者）

- 本ルールは、公序良俗（民法第90条）の特則という意味合いを持つことになると考えられる。90条を研究している立場からすると、あまり緩いルールだと問題ではないかと考えている。
- 財産権処分の自由ということは尊重するが、自由主義を前提としても、やはり一人一人の個人には限界があるということが枠としてはまっているから自由に委ねても大丈夫だというのが有るわけで、世代を超えて、100年とかそれ以上一人の個人がいろいろなことを決められるというところまで広げると世の中は絶対うまくいかない。ニーズがある、需要があるということのみをもって、そこを緩和するというわけにはいかないであろう。

- 土地利用の存続権に係る立法例等をみると、不動産の利用を長期にわたって固定するのは望ましくないという判断があったのではないかと思う。そういう意味では、期間の上限のキャップをかけるということも、民法との整合性を保つという観点で意味があると思う。

(実務家)

- この信託については受託者が全部裁量権を持っているという状況になるので、受託者の監督という観点からは20年ということでもどうかという気がする。実務上のニーズから考えると20年くらいはやはり必要かというところがあるが、やはり50年というのはどうなのかという感じがする。

(弁護士)

- 目的信託は一定の目的のもとに運営されるが、この信託では受益者が存在しない期間、受託者の監督がされず、また配当が積み重なっていくということになる。受託者の監督が出来ない、つまり受益者のいない期間が50年というのは如何なものか。

(実務家)

- 経済という動きの中で考えると、20年というサイクルでは相当様変わりしている。もちろん個人の資産と経済活動とがどれくらい連動しているかというところもあるが、個人の資産が20年以上にわたって固定された形になるというのが、果たして、経済活動そして世の中がどんどん変わっていく中で、足枷になったりするということはないだろうかという感じがするので、あまり長いというものはいかがなものか。

(実務家)

- 信託が設定された当時の考え方でその後長期間縛られるというのはあまり望ましくないと思う。20年では短いと思うが、50年というのはやはり長すぎて、30年くらいが限界だと思う。

以上